自家用自動車通勤管理細則

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1. 0	初版	1988. 05. 01
2. 0	毎月1日において、三重コープ産業㈱のレギュラーガソリン単価が改定時と比較し 5円以上変動した場合に基礎単価の改定をおこなう。	2008. 08. 01
3. 0	三重交通商事㈱のレギュラーガソリン単価を基準として基礎単価の改定をおこなう。	2009. 02. 01
4. 0	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
5. 0	燃料費基準単価改定時における規程改正を合理化するための見直しおよび様式1、 様式2の変更	2012. 01. 01
5. 1	元号改正に伴う改正 (様式1、2)	2019. 05. 01

目 次

第	1条	目的	1
		使用許可	1
		許可の取消	
		業務使用禁止	1
		運転禁止	1
		共済の加入	1
	7条	通勤手当	1
		事故発生時の処理	
第	9条	責任の所在および補償	2
第1	0条	会社の求償権	2

自家用自動車通勤管理細則

規程番号 0802-0104-00-細制定日 1988年 5月 1日 改正日 2019年 5月 1日

(目的)

第 1条 本細則は、従業員が所有する自家用自動車(原動機付二輪車を含む)を自らが運転し、通勤 に使用する場合における管理に関する事項について定める。

(使用許可)

- 第 2条 自家用自動車を運転して通勤しようとする者は、あらかじめ自家用自動車通勤許可申請書(様式1)と自家用自動車通勤経路図(様式2)を総務部長に提出し、許可を受けなければならない。
 - 2 次の各号に該当する場合は許可しない。
 - (1)申請者が交通事故、交通違反を繰り返している場合。
 - ②使用する車両の構造、装置、その他の機能が不完全であると判断される場合。
 - ③使用する車両が本細則に定める自動車共済に加入していない場合。
 - ④駐車場が確保できない場合。
 - 3 自家用自動車通勤許可申請書の内容に変更があった場合は速やかに届け出て、再許可を受けなければならない。

(許可の取消)

第 3条 本細則に違反した場合、または本人の責に帰する事由により重大な事故を起こした場合には、許可を取り消す。

(業務使用禁止)

第 4条 自家用自動車通勤者は、業務のために自己の車両を使用してはならない。

(運転禁止)

- 第 5条 自家用自動車通勤者は、道路交通安全に関する法令に従って運転を行うとともに、次の各号 に該当する場合には、運転を行ってはならない。
 - ①過労、疾病等により心身が疲労している場合。
 - ②酒気をおびている場合。
 - ③車両の構造、装置、その他の機能が不完全な場合。
 - ④天災地変、その他道路交通事情が安全運転を困難にすると予想される場合。
 - (5)その他道路交通法等、法令が禁止している事項に該当する場合。

(共済の加入)

第 6条 本細則の適用を受けようとする車両は、対人無制限、対物500万円(免責なし)(原動機付 二輪車は除く)以上の任意共済(原則としてJA共済)に加入しなければならない。

(通勤手当)

- 第 7条 自家用自動車通勤における通勤手当は、燃料費、車両管理費および施設外駐車場利用にかかる駐車場利用料助成の合計額とする。
 - 2 通勤距離は一般に利用する最短経路で測定したものとし、1km未満は切り捨てる。
 - 3 燃料費はガソリン代に相当するものとし、別に定める基準により計算した燃料費単価に、通勤距離(片道)を乗じたものとする。
 - 4 車両管理費はエンジンオイル代および任意共済掛金相当額の2分の1とし、別に定める基準により計算する。

- 5 施設外駐車場を利用する場合は、月額7,000円を上限として利用料の8割(100円未満の端数は切り上げ)を助成する。
- 6 燃料費等の改定は以下のとおりとする。
 - ①燃料費単価:別に定めた指定給油所の毎月1日現在におけるレギュラーガソリン1リットルあたりの価格(消費税込)が、前回改定時の価格と5円以上乖離したとき。
 - ②車両管理費:每年4月1日。
 - ③施設外駐車場利用料助成:利用駐車場の毎月1日現在の利用料に変動があったとき。
- 7 原動機付二輪車(自動二輪、原動機付自転車)を利用する場合は、燃料費の2分の1 (10 円未満の端数は切り上げ)とし、車両管理費および施設外駐車場利用助成は適用しない。

(事故発生時の処理)

第 8条 自家用自動車通勤者は、通勤中に事故を起こした場合、被害者の救護、警察への届出等、事 故後の処理に万全を期するとともに、その状況についてただちに所属長に報告しなければなら ない。

(責任の所在および補償)

- 第 9条 自家用自動車通勤者が、通勤中に起こした事故について、会社は賠償責任を負わない。
 - 2 駐車中における自家用自動車の破損、盗難等の事故について、会社は一切その補償を行わない。
 - 3 通勤中における交通違反による罰金、反則金は、全額本人負担とする。

(会社の求償権)

第10条 自家用自動車通勤者が、本細則に違反して会社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。